

事 務 連 絡

平成23年6月10日

松阪記者クラブ 様

担当者 福祉子育て課 下村

連絡先 電話：0596-52-7115

FAX：0596-52-7137

発表事項 2歳児歯科健康診査及びフッ素塗布事業について

内 容 明和町では、1歳6ヶ月から3歳の間にはむし歯の増えるお子さんが多く、県内でもむし歯の多い町となっています。

また、2歳から3歳の時期は、歯の本数もふえ、食べられる食品も増える時期です。

歯と口の健康づくりは、子どもの体の健康づくりにもつながるとても大切なことです。

むし歯を予防するには毎日の歯みがき習慣と食生活に注意していただくとともに、定期的な健診とフッ素塗布が有効です。

そして、歯科保健に対する正しい知識の普及を行うとともに、定期的な管理の必要性を理解し、継続していけるよう支援します。

松阪地区歯科医師会のご協力のもと、町内の7ヶ所の歯科医院で歯科健康診査と歯みがき指導そして希望者にはフッ素塗布を行う事業を実施します。

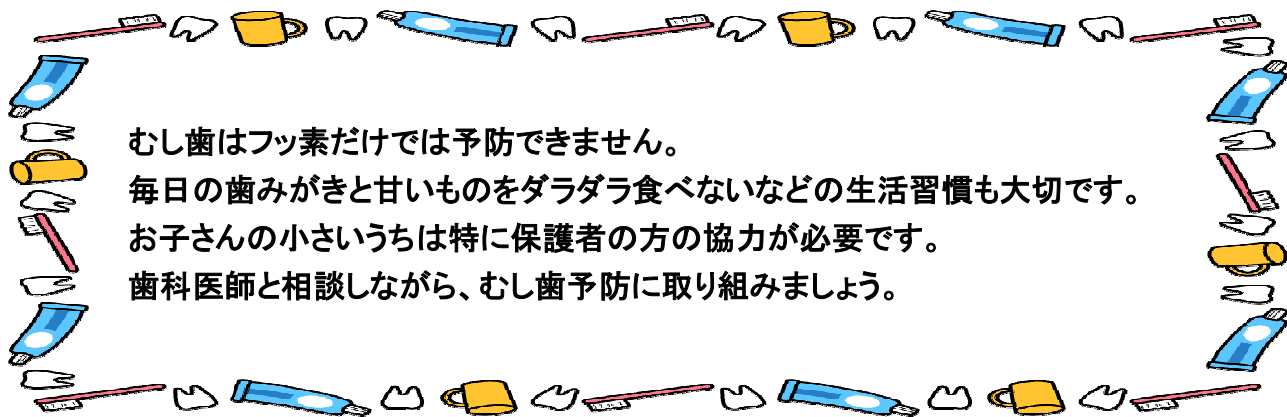
フッ素塗布後の注意



☆ 塗布後 30～60 分は、うがい・飲食は控えましょう。

☆ 塗布時の刺激で唾液がよく出る場合があります。吐き出してもかまいません。

☆ フッ素塗布は定期的におこなうことが大切です。



むし歯はフッ素だけでは予防できません。

毎日の歯みがきと甘いものをダラダラ食べないなどの生活習慣も大切です。

お子さんの小さいうちは特に保護者の方の協力が必要です。

歯科医師と相談しながら、むし歯予防に取り組みましょう。

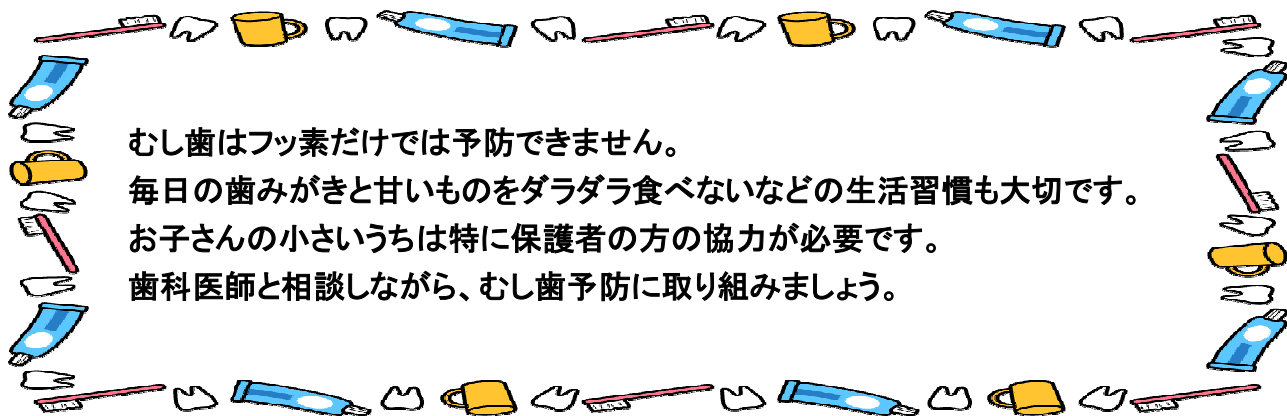
フッ素塗布後の注意



☆ 塗布後 30～60 分は、うがい・飲食は控えましょう。

☆ 塗布時の刺激で唾液がよく出る場合があります。吐き出してもかまいません。

☆ フッ素塗布は定期的におこなうことが大切です。



むし歯はフッ素だけでは予防できません。

毎日の歯みがきと甘いものをダラダラ食べないなどの生活習慣も大切です。

お子さんの小さいうちは特に保護者の方の協力が必要です。

歯科医師と相談しながら、むし歯予防に取り組みましょう。

フッ素塗布についてのQ&A

フッ素塗布ってなあに？

フッ素は、自然界のどこにでもある元素です。海産物やお茶など、いろいろな食品に含まれています。生えて間もない歯は、未成熟でむし歯になりやすい状態にあります。これを予防する手段として、歯に直接フッ素を塗る方法があります。それがフッ素塗布です。

どんな効果があるの？

ごくごく初期のむし歯を治します（再石灰化という）。歯の質を強くし、細菌の活動を抑制します。むし歯の原因である酸の生産や歯垢の形成を抑制します。

塗布した場合どのくらいの効果があるの？

フッ素塗布の場合、約10%~40%むし歯を少なくする効果があるとされています。また、フッ素入りの歯みがき剤を併用すればより効果があがります。

塗布の時期っていつごろ？

生えて間もない「新しい歯」に特に効果があります。しかし、小さい子どもさんは、成長にも個人差があり、塗布が難しい場合もあります。

一度塗布したらもういいの？

「塗ったら大丈夫」ではありません。継続してこそ効果があります。定期的に塗布することをおすすめします。

正しい食生活と歯みがきを毎日行ってこそフッ素塗布の効果も現れます。
かわいい白い歯を守ってあげるのも大人の大切な役目ですよ。



塗布の時期っていつごろ？

生えて間もない「新しい歯」に特に効果があります。しかし、小さい子どもさんは、成長にも個人差があり、塗布が難しい場合もあります。

一度塗布したらもういいの？

「塗ったら大丈夫」ではありません。継続してこそ効果があります。定期的に塗布することをおすすめします。

正しい食生活と歯みがきを毎日行ってこそフッ素塗布の効果も現れます。
かわいい白い歯を守ってあげるのも大人の大切な役目ですよ。



6(3) 3歳児健康診査における主な疾患別結果（身体的発育異常・精神的発達障害・視覚） 市町名:明和

	対象者数	実受診者数	受診率	一般(一次)健診指導区分							二次スクリーニング		二次スクリーニング率	
				異常なし	要指導	要観察	要精査	要治療	治療観察中	不明未記入	該当者数			
											問診票	医師健診		
身体的発育異常	189	185	97.9	162	14	9	0	0	0	0	0	0	0	
精神的発達障害	189	185	97.9	121	6	58	0	0	0	0	0	0	0	
視覚	189	185	97.9	80	0	3	2	0	0	0	2	0	0.01	

注) 二次スクリーニング率 = (問診票 + 医師健診) ÷ 受診者数

6(4) 3歳児健康診査における耳鼻科健診

	対象者数	受診者数	精密健診		精密健康診査結果					
			対象者数	受診者数	療育機関へ紹介	高次医療機関へ紹介	要経過観察	要治療	終了	
3歳児	189	185	0	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)	0

注) (g) = (h) + (i) + (j) + (k) + (l)

(聴覚)

	精密健康診査結果								合計(上記のg)	
	異常なし	難聴あり*	難聴疑い	不明	難聴あり者の内訳			κ(再掲)		
					一側性	両側性	難聴の種類			
聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6(5) 乳幼児健康診査（集団健康診査の開催状況）

	開催日数	職種別従事延日数												
		小児科医師	耳鼻科医師	眼科医師	歯科医師	保健師	助産師	看護師	栄養士	検査技師	歯科衛生士	心理職種	事務職員	その他
1歳6か月児	12	12	0	0	12	53	0	12	12	0	36	0	24	0
3歳児	12	12	0	0	12	51	0	12	12	0	12	0	24	0

注) 健診日を別に設けて単独で健診を実施した日

6(6) 歯科健康診査の結果

	対象者数	受診者数	むし歯の総数	むし歯のない者			むし歯の型別分類					軟組織の異常	咬合異常	その他の異常
				O1型	O2型	不詳	A型	B型	C型	不詳	計			
1歳6か月児	154	151	4	123	22	3	3	0	0	3	6	21	21	1
3歳児	189	183	171	98	39	22	10	2	44	78	13	40	4	

平成23年度 明和町2歳児歯科健康診査及びフッ素塗布事業実施要領

1、目的

2歳になった早期に医療機関においての歯科健診を実施し、歯を強化しむし歯菌から歯を守るフッ素塗布の機会を与えることで、甘い物のとり方や仕上げみがきの方法等歯科保健に対する正しい知識の普及を行うとともに、かかりつけ歯科医による定期的な管理の必要性を理解し継続していけるよう支援していくことを目的とする。

2、実施期間

平成23年6月1日～平成24年3月31日

3、実施場所

受診者が希望する明和町内の受託歯科医院

4、実施時間

受託歯科医院の診察時間内

5、対象者

2歳6か月～3歳未満の明和町に住所を有する幼児

6、健康診査の周知

2歳半教室にて配布（前月に郵送にて通知）

7、健康診査の実施と評価

受診を希望した者が、対象であるかどうかを2歳児歯科健康診査依頼票で確認を行い、健康診査を実施する。また、健康診査実施後、事業の評価を行う。

8、健康診査の内容

- ①問診票に基づく聴き取り
- ②口腔内診察
- ③問診票、口腔内状況に基づく個別詳細な状況把握と説明
- ④状況に応じた指導
- ⑤むし歯予防に関する正しい知識・技術の伝達（仕上げ磨き、食習慣、フッ化物利用）
- ⑥定期的歯科受診の重要性の伝達
- ⑦フッ化物塗布
- ⑧健診票への記入
- ⑨受診時の保護者に対するアンケートの実施

9、健康診査の回数

1回とする。

10、結果の記載

健康診査の結果は、「結果票」に記載し、母子健康手帳に貼布する。

11、保健指導

健康診査の結果、必要と認める者には歯科医師または歯科衛生士による保健指導を行なう。

12、健康診査費

1件につき、歯科健康診査2,200円、フッ素塗布助成1,000円とする。(健康診査費は消費税を含む。)

13、受診者負担額

無料

14、健康診査費の請求

(1) 医療機関は、健康診査を実施した月末に取りまとめ、翌月の10日までに、福祉子育て課へ下記の書類を提出する。

(2) 健康診査費請求書類

ア 歯科健康診査費請求書

イ 問診票(役場用)、結果票(役場用)、受診券・助成券、アンケート

15、健康診査費の支払い

明和町は、請求のあった月の末日までに口座振込により支払いする。

16、その他の健康診査実施上の注意事項

ア 健康診査実施年月日、歯科医師名は必ず記入すること。

イ 健康診査健診結果・指導内容は、いずれかの番号を○で囲み、備考の1～3も○で囲むこと。

ウ 健康診査受診票など関係書類が不足した時は、福祉子育て課へ連絡すること。

(明和町役場福祉子育て課 TEL:52-7115 FAX:52-7137)